

建設工事の競争入札における不備な入札金額見積内訳書の取扱い

入札時に提出された入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）について、東埼玉資源環境組合入札心得書（以下「心得書」という。）第10条第5号の適用基準は次のとおりとする。

1 心得書第10条第5号を適用するもの。（不備な内訳書と判断し、入札を無効とするもの。）

- (1) 内訳書の全部または一部が提出されていない場合
- (2) 内訳書と関係のない書類が提出された場合
- (3) 他の工事の内訳書が提出された場合
- (4) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (5) 当該工事に対応する内訳書が特定できない場合

【記載すべき事項が欠けている場合の例】

- (1) 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
- (2) 件名、場所、入札金額または応札者の記載がない場合

【記載事項に誤りがある場合の例】

- (1) 件名、場所または応札者名に誤りがある場合
※明らかに別案件や別の場所、別の業者名が記載されている場合。軽微な誤記と認められる場合は除く。
- (2) 内訳書の入札金額が入札書に記載された入札金額と異なる場合
- (3) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
- (4) 内訳書の計算に誤りがある場合

2 心得書第10条第5号を適用しないもの。（不備な内訳書とは判断せず、入札を有効とするもの。）

- (1) 件名、場所、応札者名の誤りが軽微であると認められる場合

○内訳書に疑義があり不正行為が疑われる場合は、東埼玉資源環境組合談合情報対応要領に基づき処理する。

【疑いが認められる場合の例】

- (1) 他の業者の内訳書が添付されている場合
- (2) 他の入札者が作成した内訳書の全部または一部を使用していると認められる場合
- (3) その他、談合が推測される記載等がある場合

○参考：東埼玉資源環境組合入札心得書（抄）

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (5) 不備な内訳書を提出した者がした入札

附 則

この取扱いは、平成27年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する。